

長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業

募集要項

平成 19 年 9 月 27 日

長岡京市

【 目 次 】

第1	募集要項等の定義.....	1
第2	対象事業の概要等.....	2
1	事業の概要.....	2
2	事業者募集等の手続き.....	5
3	応募者の備えるべき参加資格要件.....	8
4	プロポーザル参加資格の審査手続き.....	11
5	プロポーザル手続き.....	12
6	事業者の選定方法等.....	14
7	基本協定書の締結.....	16
8	事業契約書の締結等.....	16
9	契約保証金.....	17
10	支払条件等.....	17
11	本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無.....	18
12	議会の議決に付すべき契約の締結.....	18
13	特定事業の選定の取消し.....	18
第3	事業実施に関する事項.....	19
1	選定事業者の権利義務に関する制限.....	19
2	市と選定事業者の責任分担に関する事項.....	19
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	19
4	事業実施に関する事項.....	20
5	事業の終了.....	21
第4	その他事業の実施に関する事項.....	22
1	情報公開及び情報提供.....	22
2	本事業において使用する言語等.....	22
3	応募に伴う費用負担.....	22
4	募集要項等に関する問い合わせ先.....	22
別紙1	見積価格の算定方法について.....	23
1	サービス対価の基本的な考え方.....	23
2	見積価格と選定価格の関連について.....	23
3	選定価格とサービス対価の関連について.....	23
4	見積価格の算定方法.....	23
別紙2	第2回現地見学会の実施に関する留意事項等.....	25

第1 募集要項等の定義

長岡京市は、「長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業」について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。（以下「PFI 法」という。））に基づき実施するため、平成 19 年 7 月 11 日に公表した「長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）及び実施方針に関する質問・意見を踏まえ、長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業を PFI 法第 6 条の規定により実施することが適切であると認め、本事業を「特定事業」として選定し、平成 19 年 8 月 24 日に公表した。

この募集要項は、長岡京市が長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザル方式により募集及び選定するに当たり、プロポーザルに参加しようとする者に交付するものである。

応募者は、募集要項の内容を踏まえ、プロポーザルに必要な書類（以下「提案書類」という。）を提出するものとする。

なお、本募集要項に併せて交付する次の別添資料も募集要項と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「募集要項等」と定義する。

- 別添資料 1 長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業 様式集（以下「様式集」という。）
- 別添資料 2 長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）
- 別添資料 3 長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業 事業者選定基準（以下「事業者選定基準」という。）
- 別添資料 4 長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業 基本協定書（案）（以下「基本協定書（案）」という。）
- 別添資料 5 長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業 契約書（案）（以下「事業契約書（案）」という。）

第2 対象事業の概要等

1 事業の概要

(1) 事業名称

長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業

(2) 公共施設等の管理者

長岡京市長 小田 豊

(3) 事業目的

長岡京市（以下「市」という。）は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備等を、市内の小学校9校、中学校4校（以下「対象校」という。）の普通教室、特別教室、管理諸室に設置する、長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業（以下「本事業」という。）を行う。

本事業においては、民間の技術的能力等を最大限に活用するPFI手法を活用し、空気調和設備等を設置することにより、子どもたちの安全で快適な教育環境を実現するとともに、低廉かつ良質な公共サービスの提供を図ること、学校間の教育環境の格差を生じさせないこと、を目的としている。

(4) 対象となる施設

以下に示す長岡京市内の小学校9校、中学校4校の計13校の普通教室、特別教室、管理諸室計295教室を本事業の対象とする。

No	学校名	所在地	対象教室数
No.01	神足小学校	長岡京市神足3丁目2-1	21
No.03	長岡第三小学校	長岡京市今里4丁目5-10	20
No.04	長岡第四小学校	長岡京市友岡1丁目2-4	20
No.05	長岡第五小学校	長岡京市下海印寺東山1	30
No.06	長岡第六小学校	長岡京市長岡2丁目3-1	19
No.07	長岡第七小学校	長岡京市今里北ノ町35	21
No.08	長岡第八小学校	長岡京市勝竜寺29-1	27
No.09	長岡第九小学校	長岡京市東神足2丁目17-1	21
No.10	長岡第十小学校	長岡京市井ノ内玉ノ上22	20
No.11	長岡中学校	長岡京市天神4丁目5-1	25
No.12	長岡第二中学校	長岡京市今里5丁目20-1	25
No.13	長岡第三中学校	長岡京市勝竜寺28-1	28
No.14	長岡第四中学校	長岡京市下海印寺西山田1-1	18
合計			295

※No.02 は本事業の対象校に含まない長法寺小学校を想定していることから、欠番としている。

(5) 事業範囲

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、市と事業契約を締結し、本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が、対象校の普通教室、特別教室、管理諸室計 295 教室における空気調和設備等の設計、施工、工事監理、空気調和設備等の市に対する所有権の移転、空気調和設備等の維持管理、空気調和設備等の移設等並びにこれらに付随し、関連する一切の業務を行うものとする。対象となる事業の範囲は以下のとおりとする。

ア 空気調和設備等の設計業務

- (7) 空気調和設備等の設計のための現況調査業務
- (4) 空気調和設備等の施工に係る設計業務（図面の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

イ 空気調和設備等の施工業務

- (7) 空気調和設備等の施工業務（施工業務には、当該空気調和設備等の導入に伴う、一切の工事（エネルギー関連の設備・配管の整備、植栽その他既存施設の移設・復元等）を含む。）
- (4) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

ウ 空気調和設備等の工事監理業務

- (7) 空気調和設備等の施工に係る工事監理業務
- (4) その他、付随する業務（調整・報告・申請・検査等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

エ 空気調和設備等の所有権移転業務

- (7) 施工完了後の市への空気調和設備等の所有権の移転業務

オ 空気調和設備等の維持管理業務

- (7) 事業期間にわたる空気調和設備等の性能の維持に必要となる一切の業務（点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- (4) 緊急時対応業務（問い合わせ対応、緊急出動、緊急修繕等）
- (ウ) 空気調和設備等の運用に係るデータ計測・記録業務
- (エ) 空気調和設備等の運用に係るアドバイス業務（機器の使用方法に係る説明書の作成等）
- (オ) その他、付随する業務（業務マニュアルの作成、調整・維持管理記録の提出・報告、自主モニタリングによる確認、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、学校長との調整も含む。）

なお、エネルギー供給については、本事業の範囲に含めないものとする。空気調和設備等の運転に必要となるエネルギー費用については、市が負担する。

カ 空気調和設備等の移設等業務

- (7) 対象となる小学校・中学校の統廃合、耐震改修工事等により空気調和設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の空気調和設備等の移設等業務

なお、上記の空気調和設備等の移設等業務にかかる費用については、市の負担とする。

(6) 事業方式

本事業は、選定事業者が、PFI 法に基づき、自らの資金で空気調和設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、空気調和設備等の所有権移転業務、空気調和設備等の維持管理業務等を行う BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(7) 選定事業者の収入

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、空気調和設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、空気調和設備等の所有権移転業務、空気調和設備等の維持管理業務に係る費用については、事業契約においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり平準化して事業者に支払う。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成 20 年 3 月を予定）から、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(9) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成 20 年 3 月
設計及び施工期間	平成 20 年 3 月～平成 20 年 8 月
維持管理期間	平成 20 年 8 月～平成 33 年 3 月
	※なお、維持管理の開始日は、遅くとも各学校における 2 学期の開始日とする。
事業終了	平成 33 年 3 月 31 日

(10) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める水準を満たす状態とすることとする。

なお、事業期間終了時の水準は、市が示す要求水準に加えて、事業者が提案した事業終了時の性能水準に基づくものとするを想定しており、その旨を事業契約に規定する。

2 事業者募集等の手続き

(1) 事業者募集等の日程等

事業者選定の手順及びスケジュールは、以下のとおり予定している。ただし、書類等の交付や受付等については、土曜日、日曜日及び国民の祝日の関する法律に基づく祝日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

日 程（予定）	内 容
平成 19 年 7 月 11 日	実施方針の公表
7 月 20 日	実施方針の説明会
7 月 11 日～7 月 25 日	現地見学会の申込み
7 月 27 日～8 月 3 日	第 1 回現地見学会
7 月 27 日～8 月 7 日	実施方針に関する質問及び意見の受付
8 月 24 日	実施方針に関する質問及び回答の公表
8 月 24 日	実施方針（修正版）の公表
8 月 24 日	特定事業の選定及び公表
9 月 27 日	募集要項等の公表
10 月 3 日	募集要項等の説明会
10 月 5 日～10 月 11 日	第 2 回現地見学会
10 月 4 日～10 月 12 日	募集要項等に関する質問の受付
10 月 26 日	募集要項等に関する質問及び回答の公表
10 月 29 日～10 月 31 日	参加表明書及び資格確認書類の受付
11 月 9 日	資格確認結果の通知
12 月 3 日	提案書の受付
12 月下旬	事業者の選定
平成 20 年 1 月上旬	基本協定の締結
1 月下旬	仮契約の締結
3 月下旬	事業契約の締結
3 月下旬	審査講評の公表

(2) 募集要項等の交付期間、場所

ア 交付期間

募集要項等の公表の日から平成 19 年 10 月 5 日（金）の間に交付する。ただし、土曜日及び日曜日を除き、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

募集要項等（以下に示す、図面・資料データを除く）については、第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示すホームページからダウンロードすること。

なお、本事業の対象校及び対象教室に関する図面・資料、対象校のエネルギー供

給に関する資料、提案において詳細な計画の提示を求めるモデル校（神足小学校および長岡第二中学校）の作図データ（C A Dデータ）等については、第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す場所においてC D-Rにて交付する。

～C D-Rにて交付するデータ～

対象校および対象教室に関する図面

対象校・対象教室別特記事項一覧表 ／ 対象校別エネルギー消費量一覧表

対象校別受電容量・契約電力一覧表 ／ 対象校別単線結線図

モデル2校CAD図面

(3) 募集要項等説明会の開催

次のとおり、募集要項等説明会を開催する。

なお、募集要項等説明会に関する情報は、第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示すホームページに掲載する。

ア 説明会の日時及び開催場所

開催日時 平成19年10月3日（水） 14：00 （受付 13：30）

開催場所 長岡京市役所 北棟4階 大会議室A

京都府長岡京市開田1丁目1番1号（電話：075-955-9733）

イ 参加申込み方法

説明会への参加を希望される方は、募集要項等説明会参加申込書（様式集 様式1）を第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示すホームページよりダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成19年10月2日（火）午後5時までに、電子メール（ファイル添付）もしくはF A Xにて申込みこと。

申込みは第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す先に行うこと。

(4) 第2回現地見学会の開催

本事業の対象校の現地見学会の実施を予定している。現地見学会については、すでに7～8月に第1回現地見学会を開催しているが、10月に第2回現地見学会を開催する。なお、第1回現地見学会と第2回現地見学会の内容は若干異なる。

第2回現地見学会の開催要領は次のとおりである。詳細な開催要領については、別紙2「第2回現地見学会の実施に関する留意事項等」に記載している。

ア 第2回現地見学会

(7) 期間

期 間 平成19年10月5日（金）～平成19年10月11日（木）

(イ) 場所・日時

各校とも以下のとおり現地見学可能日時を設定し、当該日時に見学を希望する事業者から申込みを受け付けるものとする。

区分	午前1	午前2 ※1	午後1	午後2 ※2	午後3 ※3
	9:30～10:30	10:45～11:45	13:15～14:15	14:30～15:30	15:45～16:45
10月5日（金）	神足小学校	長岡第七小学校	長岡第九小学校	長岡第八小学校	長岡第三中学校
10月6日（土）					
10月7日（日）					
10月8日（月）					
10月9日（火）	長岡第四小学校	長岡第五小学校	長岡第四中学校	長岡第三小学校	長岡第二中学校
10月10日（水）					
10月11日（木）			長岡第十小学校	長岡第六小学校	長岡中学校

注）グレーの網掛けの日程には現地見学会は行わない。

※1 午前1の終了時刻により変動する場合がある

※2 午後1の終了時刻により変動する場合がある

※3 午後2の終了時刻により変動する場合がある

ウ）参加申込み方法

第2回現地見学会への参加を希望される方は、第2回現地見学会参加申込書（様式集 様式2）を長岡京市ホームページからダウンロードし、必要な事項を記載の上、平成19年10月4日（木）午後5時までに、電子メール（ファイル添付）もしくはFAXにて申込むこと。

申込みは第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す先に行うこと。

(5) 募集要項等に関する質問及び回答

現地見学会や募集要項等に関する質問を次の要領により受け付ける。受け付けた質問は、市の回答とともに公表するものとする。

ア 受付期間

平成19年10月4日（木）～平成19年10月12日（金） 午後5時必着

イ 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式集 様式3）を長岡京市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。ただし、やむを得ない場合に限り、電子データを収めたフロッピーディスク及び書面を持参又は郵送することも可とする。

質問書のファイル形式はMicrosoft Excel とすること。

申込みは第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す先に行うこと。

ウ 質問及び回答の公表方法

募集要項等に関する質問に対する回答は、長岡京市ホームページへの掲載、その他適当な方法により公表する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の全体構成

本事業に応募しようとする者は、次の要件を満たすものとする。

- (ア) 本プロポーザルへの応募者は、本事業を実施することを表明し、事業契約の当事者として、若しくは特別目的会社から請負又は委託を受けて業務を遂行する企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- (イ) 応募グループの構成企業には、本事業における全ての業務を担当する企業を含めるものとする。
- (ウ) 応募グループが本プロポーザルに参加する場合には、あらかじめグループの代表企業を定め、その代表企業が応募手続を行うこととする。
- (エ) 参加表明書及び資格審査書類の提出時には、応募グループの構成企業について明らかにすることとする。
- (オ) 構成企業以外の者で、事業開始後、構成企業から業務を受託し、又は請け負うことを予定している者（以下「協力企業」という。）については、事業提案書で明らかにすることとする。事業提案書で協力企業を明らかにしない場合には、選定後、市と協議の上、速やかに協力企業を決定し、市の承認を得るものとする。また、協力企業を変更する場合も同様に、市と協議の上、市の承認を得るものとする。
- (カ) 応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとする。また、事業提案書で明らかにした協力企業も同様に、他の応募グループの構成企業及び協力企業にはなることができないものとする。
- (キ) 原則として、本プロポーザルへの参加の意思を表明した応募グループの構成企業の変更は認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。
- (ク) 選定された応募グループの構成企業は、選定後直ちに市と協議を行い、基本協定を締結することとし、基本協定締結後、速やかに契約の締結に向けた協議を行うものとする。

(2) 応募グループの構成企業の基本的参加資格要件

応募グループの構成企業は、次の基本的参加資格要件を満たすものとする。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (イ) 長岡京市競争入札有資格者名簿（物品、工事、測量・設計等）に登載されていること。なお、有資格者名簿に未掲載の者が、本プロポーザルに参加し、提案書を提出しようとする場合は、資格審査書類の提出に合わせて、長岡京市競争入札参加資格審査の申請書類を提出する必要がある。本プロポーザルの審査に合わせて、長岡京市競争入札参加資格審査を行うが、有資格者名簿への記載は、本事業の優先交渉権者に選定された事業者のみを対象とする。本事業の優先交渉権者に選定されなかった場合は、有資格者名簿への記載は行わない。

なお、今回新たに有資格者名簿に記載されることになった事業者については、本事業のみを対象とした登録の扱いとする。

長岡京市競争入札参加資格審査の申請手続きに必要な書類等については、第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」にて交付する。(交付期間：募集要項等の公表の日から平成19年10月5日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く、正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時まで。)

- (ウ) 参加表明書及び資格確認書類提出日において、長岡京市競争入札参加資格等に関する要綱及び長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に記載の規定に基づく競争入札参加停止を受け、その期間中にある者でないこと。
- (エ) 破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法(大正11年法律第71号)第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされていない者であること。
- (オ) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法施行による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (カ) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は平成12年3月31日以前に、同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされていない者であること。
- (キ) 国税(法人税及び消費税)及び地方税を滞納していない者であること。
- (ク) 市と本事業に関するアドバイザー業務委託契約を締結している者及び提携関係にある者(以下「アドバイザー業務に関与した者」という。)並びにアドバイザー業務に関与した者と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている法人又は個人をいう。人事面において関連のある者とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている法人又は個人をいう。なお、アドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- ・三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
(大阪府中央区今橋2丁目5番8号)
- ・株式会社東畑建築事務所
(大阪府中央区伏見町4丁目4番10号)
- ・弁護士法人御堂筋法律事務所
(大阪府中央区南船場4丁目3番11号)

- (ケ) 審査委員会の委員が属する組織・団体又はその組織・団体と資本面又は人事面において関連がある者でないこと。

(3) 業務を遂行する構成企業に関する参加資格要件

本事業の各業務を担当する構成企業は、業務ごとにそれぞれ次の要件を満たすものとする。

ア 「空気調和設備等の設計業務」を行う構成企業の要件

- (7) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (4) 平成8年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の空気調和設備の設計の元請としての実績を有していること。

イ 「空気調和設備等の施工業務」及び「空気調和設備等の移設等業務」を行う構成企業の要件

- (7) 構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 構成企業のうちの少なくとも1企業は、建設業法第27条の23第1項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が1,000点以上であること。
- (7) 平成8年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の空気調和設備の施工の元請としての施工実績を有していること。

ウ 「空気調和設備等の工事監理業務」を行う構成企業の要件

- (7) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (4) 平成8年度以降に、完成済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の空気調和設備の工事監理の実績を有していること。

エ 「空気調和設備等の維持管理業務」を行う構成企業の要件

- (7) 維持管理業務を行うに当たって、選択したエネルギー方式での運用に必要な資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。
- (4) 平成8年度以降に連続して5年以上の期間、室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の空気調和設備の維持管理業務の実績を有していること。

(4) 同一企業による複数業務の担当についての要件

構成企業は、「第1・1・(5) 事業範囲」に示す業務のうち、複数業務を担当できるものとする。ただし、同一の事業対象箇所（学校単位とする。）における「空気調和設備等の施工業務」と「空気調和設備等の工事監理業務」の両方の業務を、同一の構成企業が担当することはできない。なお、協力企業も同様とする。

(5) 協力企業が担当できる業務についての要件

構成企業が、本事業の業務を協力企業に再委託する、又は請け負わせる場合の条件は原則として以下のとおりとし、協力企業に再委託し、又は請け負わせようとする場合には事前に市の承諾を得るものとする。

- (7) 「空気調和設備等の設計業務」、「空気調和設備等の施工業務」、「空気調和設備等の工事監理業務」及び「空気調和設備等の移設等業務」は、業務の一部に限って協力企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を協力企業に再委託する、又は請け負わせることはできないものとする。なお、施工業務及び移設業務に関しては、建設業法第 22 条に規定する「一括下請負の禁止」を遵守するものとする。
- (4) 「維持管理業務」は、業務の一部若しくは全部を協力企業に再委託する、又は請け負わせることができるものとする。

(6) 参加資格の喪失

応募グループの構成企業が、参加表明書及び資格確認書類提出日から仮契約までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

- (7) 応募グループの構成企業のうち代表企業が、参加表明書及び資格確認書類提出日から仮契約までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該応募グループの参加資格を取り消すものとする。
- (4) 応募グループの構成企業のうち代表企業以外の企業が、参加表明書及び資格確認書類提出日から仮契約までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合には、原則として、当該応募グループの参加資格を取り消すものとする。ただし、当該応募グループの代表企業は、参加資格を喪失した構成企業を、当該企業と同等の能力、実績を有し、かつ参加資格要件を満たしている企業へ変更することを市に申請することができる。市は、参加資格を喪失した原因、変更後の構成企業、当該応募グループとの協議結果等をふまえて、同等の能力、実績を有し、かつ参加資格要件を満たしている企業へ変更することを条件に当該応募グループの参加資格を取り消さないことがある。

4 プロポーザル参加資格の審査手続き

(1) 提出書類

応募グループは、市に対して資格審査に必要な書類を提出し、審査を受けなければならない。提出すべき資格審査書類は、以下のとおりである。なお、詳細については様式集を確認のこと。

- ア 参加表明書（様式集 様式 4）
- イ 資格確認申請書（様式集 様式 5）
- ウ 添付書類（様式集 様式 6 から様式 15 に基づく書類及び添付資料）

(2) 提出期間及び提出場所

提出期間及び提出場所は、次のとおりとする。

ア 提出受付期間

平成 19 年 10 月 29 日（月）～31 日（水）の正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 提出場所

第 4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す場所。

ウ 提出方法

持参により提出すること。

(3) 参加資格の審査結果の通知

資格審査書類の受領後、プロポーザル参加資格確認を行い、その結果は、平成 19 年 11 月 9 日（金）を目途に応募グループの代表企業に対し、プロポーザル参加資格確認通知書により通知する。

なお、プロポーザル参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。また、参加資格の審査結果に対して不服のある者は、市長に対して不服申し立てを行うことができる。

(4) プロポーザル参加資格確認の取消し

市長は、プロポーザル参加資格があると認められた者が、次の各号の一に該当するときは、上記（3）による通知を取消し、改めてその旨を通知するものとする。

ア プロポーザル参加資格があると認められた者が、提案書提出日時までに、長岡京市競争入札等参加資格等に関する要綱及び長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に記載の規定に基づく競争入札の参加資格を失ったとき。

イ アに掲げるもののほか、本件プロポーザルに参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他、市長が、特にプロポーザルに参加させることを不適當であると認めたとき。

5 プロポーザル手続き

(1) 提出書類

プロポーザル参加資格があると認められた応募グループは、提案書類を提出すること。提出すべき提案書類は、以下のとおりである。なお、提出書類の詳細は、様式集に記載のとおりとする。

ア 見積書等（様式集 様式 101～105）

イ 有価証券報告書等

ウ 提案書（様式集 様式 200～209）

エ 空気調和設備計画書（様式集 様式 300～304）

オ モデル校計画書（様式集 様式 400～406 及び様式 303・304 の抜粋）

(2) 提案書類提出の日時及び場所

提出期間及び提出場所は、次のとおりとする。

ア 提案書類の提出日時

平成 19 年 12 月 3 日（月）正午から午後 1 時までを除く午前 9 時から午後 5 時まで。

イ 提案書類の提出場所

第 4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す場所

ウ 提案書類の方法

持参により提出すること。

なお、提案書類のデータを保存した電子媒体（CD-R）1 部についても提出すること。

(3) 見積価格の記載方法

見積書は、任意の封筒に入れ、表面には、「見積書」と記載し、裏面には、プロポーザル参加資格があると認められた者の代表企業の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者名を記載したうえ、封印をすること。見積価格の記載方法は、「別紙 1 見積価格の算定方法について」を参照のこと。

(4) 予定価格

予定価格は以下の通りとし、提案書提出時に見積価格が予定価格を超えていないか確認する。

738,462,858 円（消費税等を含まない表示）

(5) プロポーザルの辞退

プロポーザル参加資格があると認められた者がプロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル辞退書（様式集 様式 500）を提出すること。

なお、郵送する場合は、必ず書留郵便とすること。

ア 提出期限

平成 19 年 11 月 28 日（水）午後 5 時まで

イ 提出場所

第 4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す場所

(6) プロポーザルの無効

長岡京市競争入札参加資格等に関する要綱及び長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱に記載の規定に基づく競争入札の参加資格を失った者、およびプロポーザル参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をした者が行った提案書類は、

無効とする。

(7) 提案書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属する。また、提出された提案書類（電子媒体に保存されたデータを含む。以下、同じ。）は、提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いるものとする。

なお、提出された見提案書類は、返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することで生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 提案書類の変更等の禁止

提案書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

(8) 提案書類に関するヒアリング

6(1)に記載の長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業審査委員会において必要と認めた場合には、平成 19 年 12 月中旬を目途に、プロポーザル参加資格があると認められた者に対し、提案書類に関するヒアリングを実施する。

なお、開催日時及び開催場所等の詳細については、プロポーザル参加資格があると認められた者の代表企業に通知する。

6 事業者の選定方法等

(1) 審査委員会の設置

本事業を実施することとなる事業者を選定するため、学識経験者等で構成する長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を平成 19 年 9 月 5 日に設置した。

審査委員会は、事業者選定基準に基づき、提出された提案書類の提案内容の審査、評価を行う。審査は基礎審査と提案審査の二段階に分けて実施する。審査委員会は、審査、評価の結果を市に答申し、市は答申を受けて、事業者を選定する。

なお、審査委員会の委員は、次の 7 名で構成し、審査委員会は、非公開としている。

名前（敬称略）	所属等
松 原 斎 樹	京都府立大学 人間環境学部 教授
岸 道 雄	立命館大学 政策科学部 教授
嘉 名 光 市	大阪市立大学大学院 工学研究科 准教授
上 村 真 造	長岡京市 P T A 連絡協議会 副会長

宮 脇 好 子	長岡京市小中学校長会 長岡第八小学校長
中 村 修	長岡京市環境経済部 環境政策推進課長
小 林 松 雄	長岡京市教育委員会事務局 教育次長

(2) 審査委員会事務局

審査委員会の事務局は、長岡京市教育委員会とする。

(3) 第一次審査（プロポーザル参加資格等の審査）

第一次審査では、プロポーザル参加者として備えるべき参加資格要件及び本事業を取り扱うに際して必要な能力があると認められるに値する実績を有しているかどうかを審査する。

ア 資格審査

プロポーザル参加を表明する応募者が募集要項に示す参加資格要件を満たし、かつ、構成員の制限に係る事項に該当しないかについて、提出書類に基づき審査を行う。

イ 実績審査

プロポーザル参加を表明する者が募集要項に示す実績要件を満たしているかどうかについて、提出書類に基づき審査を行う。

(4) 第二次審査（提案書類の審査）

ア 第二次審査の方法

事業者選定基準に基づき、審査委員会において提案書類の提案内容の審査を行う。見積価格及び提案内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

イ 第二次審査における評価項目等

評価項目は以下のとおりであるが、具体的な内容は事業者選定基準に示す。

(7) 基礎審査

事業者の提案内容が、市の要求する最低限の要件をすべて満たしていることを確認する。確認の結果、事業提案がすべての要求水準を満たしている場合は適格とし、明らかに水準を満たしていないと確認される場合や記載のない場合は失格とする。

(イ) 審査項目に基づく審査

事業者選定基準により、次の審査項目について、審査委員会において審査し、得点化する。評価に基づく各項目の得点の合計（審査点）と定量的評価の得点（価格点）の2つの総計により最も優秀な提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合もある。

- ・ 事業計画に関する項目
- ・ 設備整備に関する項目
- ・ 維持管理に関する項目
- ・ その他

7 基本協定書の締結

選定事業者は、事業者選定後、速やかに、市を相手方として、基本協定書（案）に基づき、基本協定を締結しなければならないものとする。

8 事業契約書の締結等

(1) 事業契約書の締結

選定事業者は、市の間で、事業契約を締結しなければならない。事業契約の詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

(2) 特別目的会社に関する取り扱い

選定事業者が、本事業のみを行う特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合には、市は、SPC との間で仮契約を締結することとする。この際、選定事業者の構成企業は事業提案において各構成企業が請負又は受託することとなっている業務を、SPC から請負又は受託することとする。ただし、「空気調和設備の所有権移転業務」については、SPC が自ら実施することとする。なお、SPC は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社とする。

選定事業者が SPC を設立しない場合には、全ての構成企業が契約の当事者として、市との間で仮契約を締結することとする。この際、各構成員は市に対して事業契約書（案）で示す責任を負担することとする。

なお、公表した事業契約書（案）は、全ての構成員が契約の当事者として市との間で仮契約を締結することを想定した内容であり、選定事業者が SPC を設立する場合には、市は、選定事業者の提案内容をふまえて、仮契約の締結までに、SPC を契約の相手方とすることに伴う必要最低限の事業契約書（案）の修正を行うこととする。

(3) 契約条件の変更

契約の締結に当たっては、原則として、軽微な事項を除き、選定事業者の選定価格及び募集要項等に示した契約内容について、変更できないことに留意すること。

なお、(2) で示したとおり、選定事業者が SPC を設立して、市と仮契約を締結する場合には、仮契約の締結までに、事業契約書（案）について、必要最低限の修正を行うこととする。

(4) 違約金の支払い

選定事業者は、市と事業契約を締結しない場合、違約金として選定価格の 100 分の 5 に相当する金額を支払うこととする。

事業契約書締結に係る選定事業者の弁護士費用、印紙代等は、選定事業者の負担とする。

(5) 事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反し、又は選定事業者となりながら正当な理由なくして契約を拒んだ場合は、競争入札参加停止とする。

9 契約保証金

選定事業者は契約の履行を保証するため、市に対して契約保証金を納付するものとする。ただし、契約保証金の納付に代えて、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事の履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。これらの保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額のうち初期費用相当額から割賦手数料を控除した額の 10 分の 1 以上とするものとする。

なお、保証金額や納付の方法の詳細は事業契約書（案）を確認のこと。

10 支払条件等

選定事業者に対する市の支払いは、選定事業者が実施する空気調和設備等の設計、工事監理及び施工に係る対価（以下「初期費用相当に係るサービス対価」という。）と維持管理に係る対価（以下「維持管理費相当に係るサービス対価」という。）から成る。市は、初期費用相当に係るサービス対価と維持管理費相当に係るサービス対価を選定事業者に対し、PFI 法第 10 条第 1 項に規定する市と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより支払う。

なお、サービス対価の考え方については、「別紙 1 見積価格の算定方法について」を確認すること。

(1) 支払期間・回数等

ア 初期費用相当に係るサービス対価

初期費用相当に係るサービス対価については、市は、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を割賦方式により支払うものとする。

初期費用相当に係るサービス対価のうち、長岡第九小学校及び長岡第四中学校における空気調和設備の整備にかかる分については、平成 20 年度の一括支払い分として支払うものとする。一括支払い分を除く分については、平成 21 年度から平成 32 年度までの 12 年間に平準化して割賦払い（24 回）するものとする。

イ 維持管理費相当に係るサービス対価

維持管理費相当に係るサービス対価について、市は定期的にモニタリングを実施し、事業契約書に定められた業務水準が満たされていることを確認したうえで、事業契約書に定める時期に定める額を選定事業者を支払う。

(2) サービス対価の改定

「別紙 1 見積価格の算定方法について」に規定するサービス対価の改定は以下のとおりとする。

ア 維持管理費相当に係るサービス対価について、物価変動に応じて、事業契約書の定めるところにより対価の改定を行う。

イ 初期費用相当に係るサービス対価の改定は行わない。

1 1 本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

本件事業以外の業務で、本件事業に直接関連する業務に関する契約を本件事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定はない。

1 2 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、P F I 法第 9 条及び長岡京市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年長岡京市条例第 5 号）第 2 条に規定する、議会の議決に付さなければならない契約であるため、議会の議決を得られた後に本契約を締結する。

なお、市と事業者との間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、市及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用はすべて各自の負担とし、市及び事業者は、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

1 3 特定事業の選定の取消し

本プロポーザルへの応募者がいない場合又は応募者全員の見積価格が市の設定する予定価格を超える場合、市は特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

第3 事業実施に関する事項

1 選定事業者の権利義務に関する制限

(1) 選定事業者の事業契約上の地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

(2) 特別目的会社の株式の譲渡・担保提供等

特別目的会社に対して出資を行った者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、事前に市が書面による承諾を行った場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならないものとする。

(3) 債権の譲渡

選定事業者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ譲渡することができないものとする。

(4) 債権への質権設定及び債権の担保提供

選定事業者が、本事業に関して市に対して有する債権に対する質権の設定及びこれの担保提供は、市の承諾がなければ行うことができないものとする。

2 市と選定事業者の責任分担に関する事項

市と選定事業者の責任分担は、事業契約書（案）をもとに、提案書類の記載内容をふまえて、市と選定事業者で締結する事業契約書で確定するものとする。なお、責任分担が事業契約書（案）に示されていない場合は、市と事業者の協議によって定めるものとする。

3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の措置は想定していない。

ただし、選定事業者が本事業を実施するに当たり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、市と選定事業者で協議することとする。

(2) 財政上及び金融上の措置に関する事項

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していない。

ただし、選定事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び税制上の支援等を受けることができる可能性がある場合には、市と選定事業者で協議することとする。

(3) その他の支援に関する事項

市は、選定事業者が本事業を実施するに当たって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市と選

定事業者で協議することとする。

4 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行義務

選定事業者は、事業契約書に定めるところにより、誠実に業務を遂行しなければならない。

(2) 事業期間中の選定事業者と市の関わり

本事業は、選定事業者の責任において実施することとする。ただし、選定事業者は、事業を円滑に遂行するために、適宜、市への連絡、報告、調整及び協議等を行わなければならない。また、事業契約書に定めるところに従って、市が、報告、調整、協議及びモニタリングへの協力等を求めた場合には、これに応じなければならない。

また、市は事業者から調整や協議を求められた場合には、誠実にこれに応じるものとする。

(3) 選定事業者が行う業務内容

選定事業者が行う業務の内容は、要求水準を満たした上で、募集要項等をふまえて事業者が事業提案書で提案した内容によるものとする。ただし、業務の遂行に当たっては、必要に応じて市と協議を行うこととする。

(4) 市によるモニタリング

市は、選定事業者が、定められた業務を確実に遂行していることを確認するため、要求水準及び選定事業者が提案したサービス水準に基づいて事業契約において定められたサービス水準が達成されているかどうかについて、モニタリングを実施するものとする。

また、市がモニタリングを必要と考える場合においては、市は随時に市の方法及び手段によりモニタリングを行うことができることとする。選定事業者は、市の求めに応じて、市が行うモニタリングに協力することとする。

(5) 小学校・中学校施設等の利用等

原則として、空気調和設備等の施工等に必要な敷地及び既存の学校施設・設備については、PFI 法第 11 条の 2 の規定により、事業期間中、市が選定事業者に無償で貸し付けるものとする。

ただし、空気調和設備の設置にあたり、校舎の屋上の使用は、施設管理上の問題から、原則として認めないこととする。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル、各種配管等の設置に際し、障害物がある場合は、市の指示に従い、選定事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とする。（例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内蛍光灯の移設等。）

室外機等の配置場所については、原則として学校教育活動等に支障を来たさない場所とする。（例えば、普通教室の窓を隠すような場所には配置しないものとする。）

5 事業の終了

事業期間が終了する以前に、事業の継続が困難となり、事業を終了する場合は、事業契約書に定める措置によるものとする。

第4 その他事業の実施に関する事項

1 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行う。

2 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

3 応募に伴う費用負担

事業者の応募にかかる費用については、すべて事業者の負担とする。

4 募集要項等に関する問い合わせ先

募集要項等に関する問い合わせ先は以下のとおりである。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、ホームページへの掲載、その他適当な方法により公表する。

担当	長岡京市教育委員会 教育総務課 施設係
住所	〒617-8501 京都府長岡京市開田 1 丁目 1 番 1 号
電話	075-955-9733
FAX	075-951-8400
ホームページアドレス	http://www.city.nagaokakyo.kyoto.jp/
電子メールアドレス	kyouikusoumu@city.nagaokakyo.kyoto.jp

別紙 1 見積価格の算定方法について

1 サービス対価の基本的な考え方

本件事業のサービス対価は、初期費用相当に係るサービス対価と、維持管理費相当に係るサービス対価から構成される。

選定事業者は、設計及び施工並びに維持管理のサービスを一体として長岡京市に提供し、そのサービスに対し、市は対価を一体として支払う。

なお、市に対する支払請求権（債権）は、一体不可分とする。

市は、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 214 条に規定する債務負担行為に基づき、初期費用相当に係るサービス対価と維持管理費相当に係るサービス対価を、施設の引渡日以後、市と選定事業者との間で締結する事業契約書に定めるところにより、契約期間にわたり、選定事業者に対し、支払うものとする。

2 見積価格と選定価格の関連について

見積価格（税抜き金額）は、見積内訳書（「様式集 様式 103」）に示す初期費用相当額及び維持管理費相当額を合計した金額とする。

事業者選定に当たっては、見積書（「様式集 様式 102」）に記載された金額に、当該金額から割賦手数料相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税及び地方消費税。以下、「消費税」という）を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって選定価格とする。

3 選定価格とサービス対価の関連について

本件事業のサービス対価の総額（契約金額）は、選定価格とする。

サービス対価のうち初期費用相当に係るサービス対価は、応募者が提案する本件施設の初期費用相当額として定める見積金額に、初期費用相当額から割賦手数料相当額を控除した金額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税相当額）を加算した金額とする。

また、維持管理費相当のサービスの対価は、応募者が提案する本件施設の維持管理費相当額として定める見積金額に、維持管理費相当額の 100 分の 5 に相当する金額（消費税相当額）を加算した金額とする。

4 見積価格の算定方法

本件事業の見積価格の算定方法は、下記のとおりとする。

(1) 初期費用相当額の算定

初期費用相当額は、下記の方法により算定することとする。

ア 初期費用相当額の算定

応募者が提案する初期投資費用である本件工事費等を元本の金額とし、元本金額から消費税相当額控除後の初期費用相当に係るサービス対価の一括支払い分（長岡第九小学校及び長岡第四中学校における本件工事費等に相当する額）を除いた額に、応募者が提案する固定金利（基準金利＋スプレッド）に基づき、平成 21 年度から平

成 32 年度までの返済期間 12 年間の元利金等返済の方式により算出された金利の合計額（以下、「割賦手数料」という。）を合わせた金額とする。

イ 工事費等の構成

本件工事費等として支払う費用には、設計費、工事費（直接工事費及び共通費）、工事監理費、各種手続・申請費、各種調査・対策費、市への所有権移転に伴う費用、事業者の開業に伴う諸費用、建中金利、ファイナンス組成費、保険料及びその他の費用を含むものとする。

ウ 割賦手数料

割賦手数料は本件施設の引渡し日以降に発生するものとする。また、割賦手数料は、基準金利と応募者が提案するスプレッドの合計とし、基準金利は、事業者選定日から仮契約日までの間で市が指定する日における午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 L I B O R ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとする。

なお、見積価格における基準金利は、平成 19 年 11 月 2 日（金）の午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）としてテレレート 17143 ページに表示されている 6 ヶ月 L I B O R ベース 15 年物（円／円）金利スワップレートとすること。また、基準金利の決定日と割賦手数料の支払開始日とが相違していることに充分留意の上、見積価格を決定すること。

(2) 維持管理費相当額の算定

維持管理費相当額には、各維持管理業務に係る人件費、物件費、事業者の負担する消耗品費、契約期間中の設備等の修繕・更新費、特別目的会社を設立する場合には特別目的会社の利益及び運営費（人件費、一般管理費、事務費、法人税、その他事業を実施するために特別目的会社が必要とする費用を含む。）、公租公課、保険料及びその他の費用を含むものとする。

(3) 見積金額の内訳

上記(1)及び(2)に示す見積金額の内訳は、事業者が提案書において提出する見積内訳書のとおりとする。

別紙2 第2回現地見学会の実施に関する留意事項等

長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業募集要項に基づき第2回現地見学会を実施する。

現地見学会の参加に当たっては、下記に示す現地見学会の実施要領及び見学に当たっての留意事項等を踏まえ、「第2回現地見学会参加申込書」にて事前に申し込みをすること。

(1) 現地見学対象校

- ・ 長岡京市立小中学校普通教室等空気調和環境提供等事業対象校：13校

(2) 実施期間及び時間帯

- ・ 平成19年10月5日（金）～10月11日（木）において下記のとおり実施する。
- ・ 現地見学希望日時を「第2回現地見学会申込書」に記入すること。なお、指定日時以外の見学はできない。

区分	午前1	午前2 ※1	午後1	午後2 ※2	午後3 ※3
	9:30～10:30	10:45～11:45	13:15～14:15	14:30～15:30	15:45～16:45
10月5日（金）	神足小学校	長岡第七小学校	長岡第九小学校	長岡第八小学校	長岡第三中学校
10月6日（土）					
10月7日（日）					
10月8日（月）					
10月9日（火）	長岡第四小学校	長岡第五小学校	長岡第四中学校	長岡第三小学校	長岡第二中学校
10月10日（水）					
10月11日（木）			長岡第十小学校	長岡第六小学校	長岡中学校

注）グレーの網掛けの日程には現地見学会は行わない。

※1 午前1の終了時刻により変動する場合がある

※2 午後1の終了時刻により変動する場合がある

※3 午後2の終了時刻により変動する場合がある

(3) 見学箇所

- ・ 空気調和設備等を設置する各教室内、校舎周り、分電板、受変電設備、周辺家屋、キュービクルの状況等。

(4) 参加申込方法

- ・ 現地見学への参加には各企業単位で事前の申込みが必要である。
- ・ 第2回現地見学会参加申込書（様式2）を第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示すホームページからダウンロードすること。ダウンロードしたファイルに見学希望日程及び必要事項を記載して第4・4「募集要項等に関する問い合わせ先」に示す先に、電子メール（ファイル添付）もしくはFAXにて申込みをすること。

(5) 「第2回現地見学会参加申込書」の記入方法

- ・ 「第2回現地見学会参加申込書」は各企業単位で提出すること。

- ・「第2回現地見学会参加申込書」のファイルは「申込書シート」「現地見学日程希望シート」の2つのシートで構成されている。
- ・「申込書シート」には、各企業の代表となる1名の方の連絡先を記入すること。
- ・「現地見学日程希望シート」には、見学当日参加する方全員の所属・氏名を、対象校ごとに記入すること。

(6) 現地見学当日の留意事項

- ・ 指定日時を厳守の上、現地に集合すること。
- ・ 現地見学当日、対象校間を車で移動することも可能である。ただし、車は一社一台までとする。車で来られる方は、対象校の駐車場に駐車するものとする。その際、駐車券を発行する。
- ・ 学校敷地内においては、禁煙とする。その他、学校教育活動等に支障のないように留意すること。
- ・ 現地見学の際には、校内では企業名を記載した腕章またはネームプレート等を着用し、身分証明書を提示すること。
- ・ 学校1校当たりの見学時間は1時間程度とする。
- ・ 基本的に参加者が自由に校内を見学することはできない。見学に当たっては必ず同行する市職員及び学校職員の指示に従うこと。
- ・ 本事業に関連する施設をカメラ等で撮影することは可能とするが、児童が特定されるような撮影は控えること。また撮影した写真等の本事業以外への利用は行わないこと。
- ・ 見学の際、対象校個別の計画条件等に関する質問には答えられない。
- ・ 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設・設備・敷地等の案内に関する事項のみとする。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではない。
- ・ 見学時に必要となるものは各自で用意するものとする。

以上